

2025 年度 太陽の家苦情解決結果の報告

太陽の家では、社会福祉法第 82 条の規定に基づき、福祉サービスに関する苦情対応規程を整備し、利用者の方々からの苦情等に適切に対応する体制を整えています。

2025 年度は、別府、日出、杵築、愛知、京都の各事業所において、福祉サービス改善委員の助言・立ち合いを必要とする苦情の申立てはありませんでした。